

## その他の要請事項

# 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 本市では、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化に対応した大規模修繕等が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。

## ■ 費用

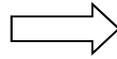
- 平成26年9月現在の修繕工事費所要額積算：689,514千円

## ■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等 LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

# 高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

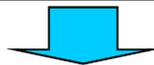


高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

## 介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成27年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	36年	60人	
みかど荘	33年	73人	
太陽の園	30年	66人	
柿生アルナ園	28年	80人	
幸風苑	27年	60人	
和楽館	26年	60人	
長沢壮寿の里	26年	53人	指定管理
緑陽苑	25年	70人	
桜寿園	23年	74人	
虹の里	22年	108人	
多摩川の里	21年	84人	指定管理
すみよし	21年	84人	指定管理
こだなか	21年	50人	指定管理
金井原苑	20年	98人	
菅の里	19年	80人	
すえなが	18年	104人	
大師の里	17年	50人	
しおん	17年	25人	
ひらまの里	16年	84人	指定管理

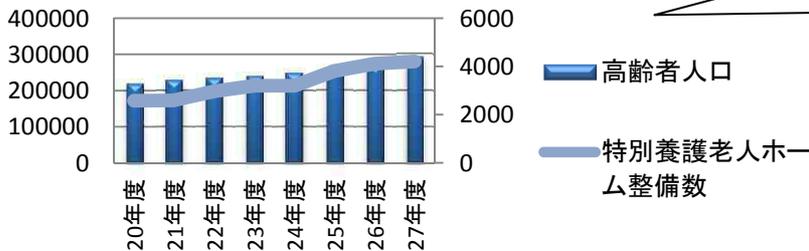


**課題 : 施設老朽化に伴う修繕費用の増大**

### <参考>

#### 高齢者人口・特別養護老人ホーム整備数の推移

(単位 人・床)



・高齢者人口の増加  
・施設整備の必要性  
⇒ 整備の推進

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2454

# 小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

## ■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、重篤な患者については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等にかかる診療報酬の水準は、平成26年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

## ■ 費用

(単位：千円)

平成27年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	387,880	国庫補助金 15,641 、県補助金 20,712 一般財源 351,527
市立病院の小児救急医療経費	110,816	医業収益 29,330 、一般会計繰入金 81,486

# 川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

## 初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）  
各区 1 か所

南部小児急病センター  
（市立川崎病院内）  
中部小児急病センター  
（日本医科大学武蔵小杉病院内）  
北部小児急病センター  
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院  
夜間急患センター

## 二次救急医療体制

病院群輪番制病院（5 病院・小児科）  
南部保健医療圏

市立多摩病院（小児科）  
北部保健医療圏

救急告示医療機関

## 三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院  
救命救急センター  
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院  
救命救急センター  
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院  
救命救急センター  
地域周産期母子医療センター

小児医療

## 小児救急等医療体制の維持

### 財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

小児科医師  
の減少

川崎市の人口の推移

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
川崎区	総人口	217,328	216,856	217,235	217,974	219,862
	うち15歳未満	25,380	25,341	25,505	25,748	26,020
幸 区	総人口	154,212	155,071	155,976	157,333	158,663
	うち15歳未満	19,378	19,684	20,054	20,477	20,830
中原区	総人口	233,925	234,732	236,629	239,987	244,363
	うち15歳未満	29,780	29,922	30,265	30,772	31,576
高津区	総人口	217,360	219,215	221,364	222,721	224,710
	うち15歳未満	29,469	29,657	29,855	29,896	30,004
宮前区	総人口	218,867	220,448	222,362	222,756	224,648
	うち15歳未満	32,682	32,734	32,822	32,509	32,488
多摩区	総人口	213,894	213,490	213,375	213,728	214,138
	うち15歳未満	25,562	25,265	24,992	24,781	24,453
麻生区	総人口	169,926	170,961	172,223	173,697	174,659
	うち15歳未満	23,320	23,563	23,642	23,836	23,866
合 計	総人口	1,425,512	1,430,773	1,439,164	1,448,196	1,461,043
	うち15歳未満	185,571	186,166	187,135	188,019	189,237

15歳未満の人口増加に対応するためにも、財政措置の拡大が必要

# 成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

## ■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

## ■ 要請の背景

- 国は、平成20年度からぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、(独)環境再生保全機構を通じて地方自治体からの要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国からの支援が必要と考えています。

## ■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 単位:千円

	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算
扶助費	97,746	104,619	121,988	140,172	154,324
助成経費	21,440	22,252	24,702	27,715	29,325
合計	119,186	126,871	146,690	167,887	183,649

## ■ 効果

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

# 川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月																								
対象地域	市内全域																								
対象者	<p>対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く)</p> <p>川崎市に引続き1年以上住所を有する者</p> <p>医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く)</p> <p>所得制限なし</p>																								
審査	認定審査を実施																								
助成範囲	本人負担分の一部を助成																								
財源負担	市の全額負担(一般財源)																								
経費の推移	(単位：千円)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 決算</th> <th>H22 決算</th> <th>H23 決算</th> <th>H24 決算</th> <th>H25 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶助費</td> <td>97,746</td> <td>104,619</td> <td>121,988</td> <td>140,172</td> <td>154,324</td> </tr> <tr> <td>助成経費</td> <td>21,440</td> <td>22,252</td> <td>24,702</td> <td>27,715</td> <td>29,325</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>119,186</td> <td>126,871</td> <td>146,690</td> <td>167,887</td> <td>183,649</td> </tr> </tbody> </table>		H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算	扶助費	97,746	104,619	121,988	140,172	154,324	助成経費	21,440	22,252	24,702	27,715	29,325	合計	119,186	126,871	146,690	167,887	183,649
		H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 決算																			
	扶助費	97,746	104,619	121,988	140,172	154,324																			
助成経費	21,440	22,252	24,702	27,715	29,325																				
合計	119,186	126,871	146,690	167,887	183,649																				
対象者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度末</th> <th>H22 年度末</th> <th>H23 年度末</th> <th>H24 年度末</th> <th>H25 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>4,107 人</td> <td>4,755 人</td> <td>5,279 人</td> <td>5,344 人</td> <td>5,842 人</td> </tr> </tbody> </table>		H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末	対象者数	4,107 人	4,755 人	5,279 人	5,344 人	5,842 人												
	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末																				
対象者数	4,107 人	4,755 人	5,279 人	5,344 人	5,842 人																				
経費総額 及び 対象者数 の推移	<p>Legend:  <span style="color: blue;">◆</span> (左軸)経費総額(単位:千円)  <span style="color: red;">■</span> (右軸)年度末対象者数(単位:人)</p>																								

# 予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第2次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

## ■ 要請の背景

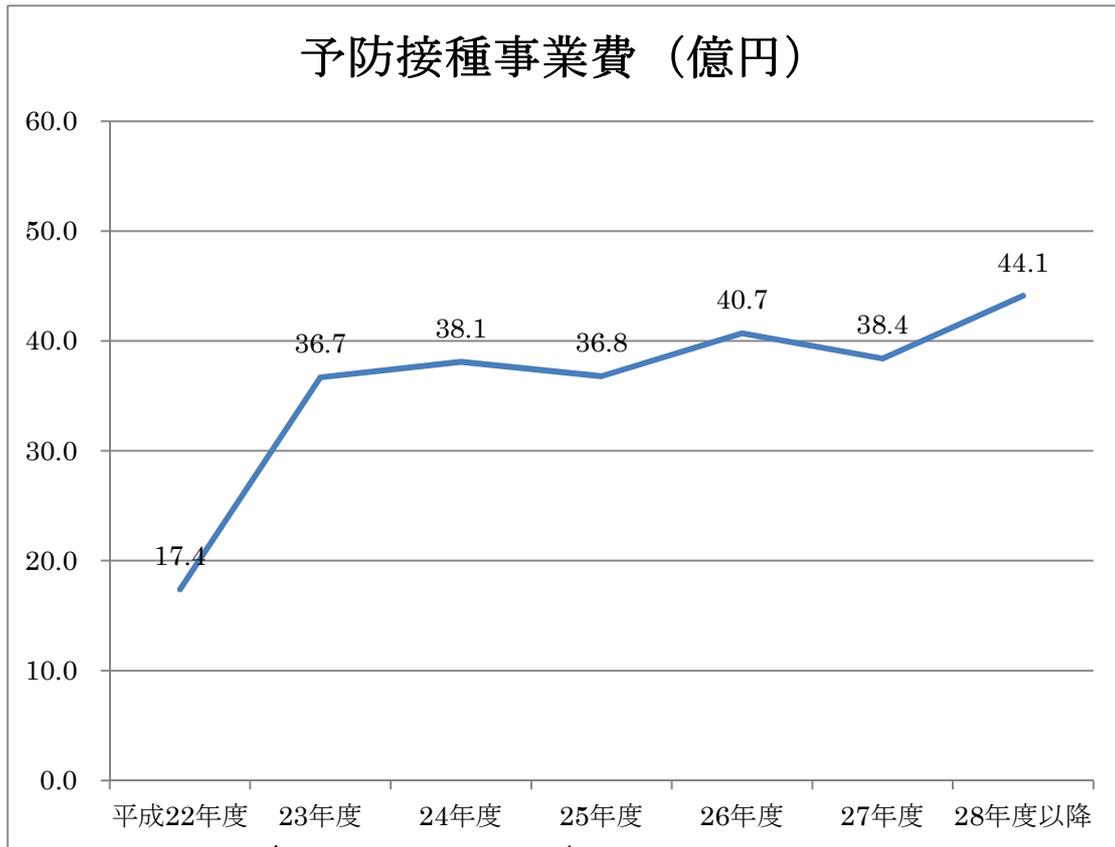
- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、さらに、平成26年度に水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンが定期接種に追加されました。

また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、さらなる定期予防接種の増加が見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則として、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

## ■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防される。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防される。

# 本市における予防接種事業の財政負担



・子宮頸がん予防  
・ヒブ  
・小児用肺炎球菌  
3 ワクチン接種事業導入

・子宮頸がん予防  
・ヒブ  
・小児用肺炎球菌  
3 ワクチン定期化

・水痘  
・成人用肺炎球菌  
2 ワクチン定期化

・B 型肝炎  
・おたふくかぜ  
2 ワクチン定期化

〔 子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25 年度以降の経費を 24 年度実績額により見込んだ 〕

**任意接種の B 型肝炎・おたふくかぜの 2 ワクチンが定期予防接種化された場合の本市負担額**

**38億円→44億円**

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

# 住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて

【国土交通省】

## ■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。さらに、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定及び耐震診断支援制度の拡充をはじめとした、住宅・建築物等の耐震性の一層の向上を図る各種施策の検討を行い、まち全体の総合的な耐震化を推進する必要があります。
- また、高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備を始め、高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進する必要があります。

## ■ 費用

- 平成28年度計画事業費                      約51.5億円（国費 約25.5億円）
  - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業              約5.0億円（国費 約2.5億円）
  - ・ 公営住宅整備事業等                              約46.5億円（国費 約23.0億円）

## ■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

## 住宅・建築物等の耐震対策事業

平成19年3月に策定した「川崎市耐震改修促進計画」の計画期間が今年度までのため、平成28年度から新たな促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進するための各施策を推進してまいります。

### ■民間建築物（市内全域）

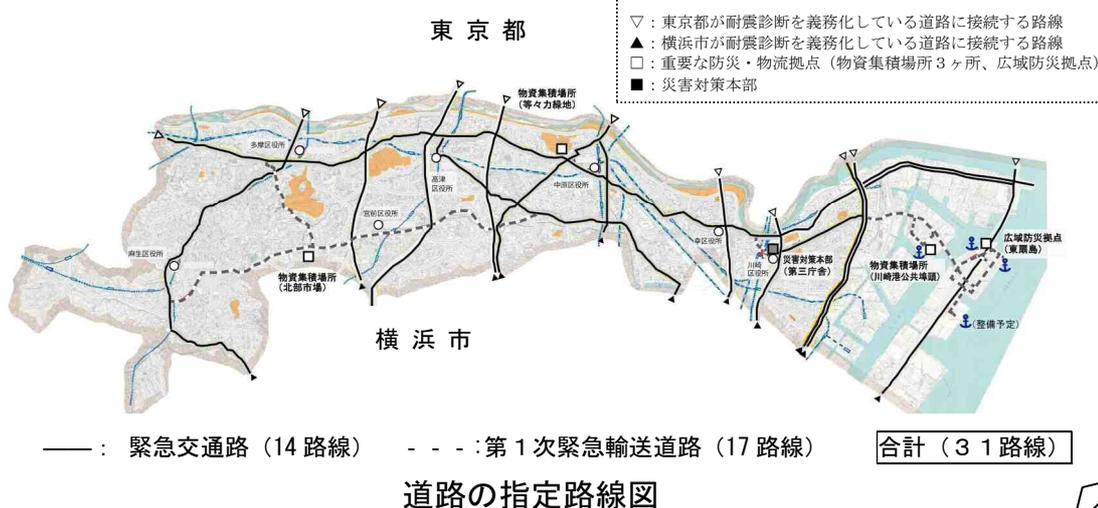
市内全体の耐震化率（住宅：86.5%）※平成20年度の住宅土地統計調査による。  
 （特定建築物：88.9%）※平成22年度本市調査による。  
 ⇒平成27年度末には90%達成見込み。

（これまでの主な取組）

- ・木造住宅耐震対策、民間マンション耐震対策、特定建築物耐震対策

（平成27年度の新たな取組）

- ・沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定及び耐震診断支援制度の拡充



## 公営住宅整備事業等

### ■市営住宅整備事業

- ・大島住宅 他7団地（全11棟 719戸）

### ■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事
- ・子育て等あんしんマンション事業 など



これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地開発部住宅整備課  
 まちづくり局指導部建築管理課

TEL 044-200-2993  
 TEL 044-200-3017

# 消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

## ■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- このようなことから、防災拠点となる消防施設の老朽化対策など消防署所の早期改築・改修が求められており、また、消防指令システムについても、安定稼働と他の業務との連携強化を図り災害対応力を向上させるため、これら施設の改築・改修及び指令システムの更新整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 国では大規模な地震災害などへの対応力を強化するため、緊急消防援助隊の増強整備を進めており、本市からも緊急消防援助隊を派遣し、活動してきたところです。
- 東日本大震災のような大規模な災害等に即応するためには、消防車両、特殊車両、消防ヘリコプター、消防艇等の装備の充実強化を図るとともに、ヘリコプター防災拠点としての機能強化を図るため航空隊庁舎の移転・拡張や消防隊員の災害対応力を向上させるための訓練施設を整備する必要があります。

## ■ 費用

- 平成28年度計画事業費
  - ・ 消防施設整備事業等 約13.5億円
  - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約4.4億円

## ■ 効果等

- 整備計画の前倒しによる、大規模災害への対応力の早期確立

## 消防施設整備事業等

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
事業概要	消防庁舎	菅生出張所改築 (本体工事等)	—	—	
		航空隊庁舎整備	新設 (設計等)	新設 (本体工事等)	新設 (旧庁舎解体等)
	消防施設	緊急消防援助隊 活動拠点施設	新設 (本体工事等)	—	—
		訓練塔・補助訓練塔	新設 (実施設計等)	新設 (本体工事等)	新設 (本体工事等)
		臨港消防署 千鳥町出張所棧橋	改築 (本体工事等)	—	—
	消防団	高津消防団 橘分団新作班	改 築 (本体工事等)	—	—
		高津消防団 高津分団二子班	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)	—
	耐震性貯水槽		新 設 (4基)	新 設 (5基)	新 設 (5基)
	消防情報通信の高度化		—	新システム構築	新システム構築
	合計(概算)		約16.6億円	約13.5億円	約17.8億円

## 緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業概要	消防自動車等	8台	7台	7台
	救急自動車	5台	5台	5台
	消防ヘリコプター等	ヘリコプター一式 (本体・資機材等)	—	—
	ヘリテレ電送システム	3施設(地上・機上2)	1施設(機上:そよかぜ1)	—
	消防艇の建造	—	—	設計
	合計(概算)	約24.6億円	約4.4億円	約3.5億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設装備課	TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2673
消防局警防部航空隊	TEL 03-3522-0119

# 石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証して必要な見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むこと。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 5 省庁間の連携を継続・強化し、石油コンビナート地域の強靱化を総合的に推進すること。

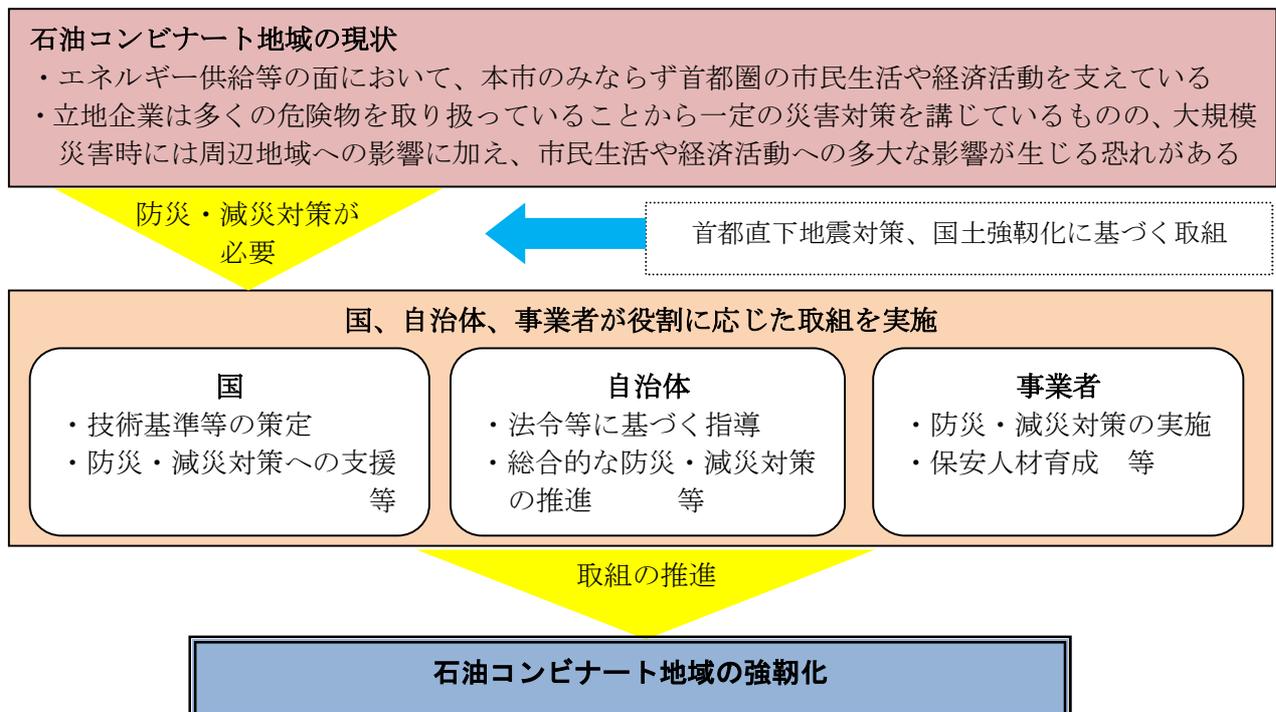
## ■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。

- 国においては、東日本大震災を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用を補助するなどの取組や、関係省庁による連絡会議が設置されておりますが、引き続き強靱化に向けた取組を推進することが必要です。
- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

## ■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務局危機管理室震災・臨海部対策担当 TEL 044-200-2478

# 五反田川放水路整備事業に対する財政措置について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年都市化の進展や、観測史上の記録を上回る大雨、又は局地的な集中豪雨により、都市型水害が深刻となっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

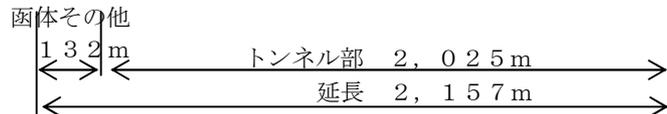
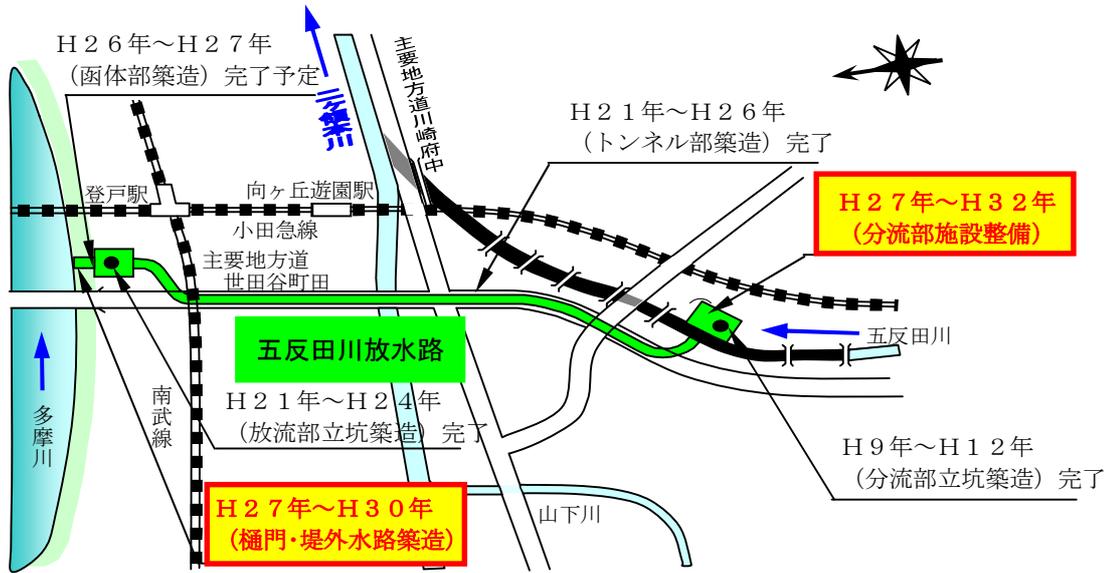
## ■ 費用

- 総事業費 約280億円（国費 約81.2億円 県費 約81.2億円）
- 平成28年度事業費 約19.5億円（国費 約5.0億円 県費 約5.0億円）

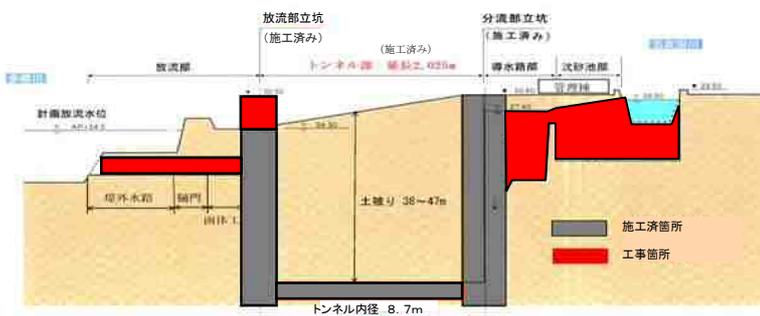
## ■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

## 五反田川放水路整備事業の概要



縦断図



トンネル部状況

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から暫定供用開始）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m  
 （うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堰外水路80m）  
 計画高水流量 150 m<sup>3</sup>/s

○今後の費用の見込み （単位:億円）

事業名称	H26まで	H27予算	H28計画	H29計画	H30計画	H31計画	H32計画	合計	
五反田川 放水路 整備事業	事業費	約 165.3	約 14.8	約 19.5	約 21.0	約 25.2	約 16.7	約 17.1	約 279.6
	うち国費	約 49.9	約 3.8	約 5.0	約 5.0	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち県費	約 49.9	約 3.8	約 5.0	約 5.0	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち市費	約 65.5	約 7.2	約 9.5	約 11.0	約 9.2	約 6.7	約 8.1	約 117.2

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

# 河川管理施設の老朽化対策の推進について

## 【新規要請項目】

【国土交通省】

### ■ 要請事項

長寿命化・老朽化対策を着実に推進するための防災・安全交付金の対象を拡大すること、また、大規模河川管理施設機能確保事業の対象要件の緩和、中小河川の維持・修繕に関わる交付金制度を創設すること。

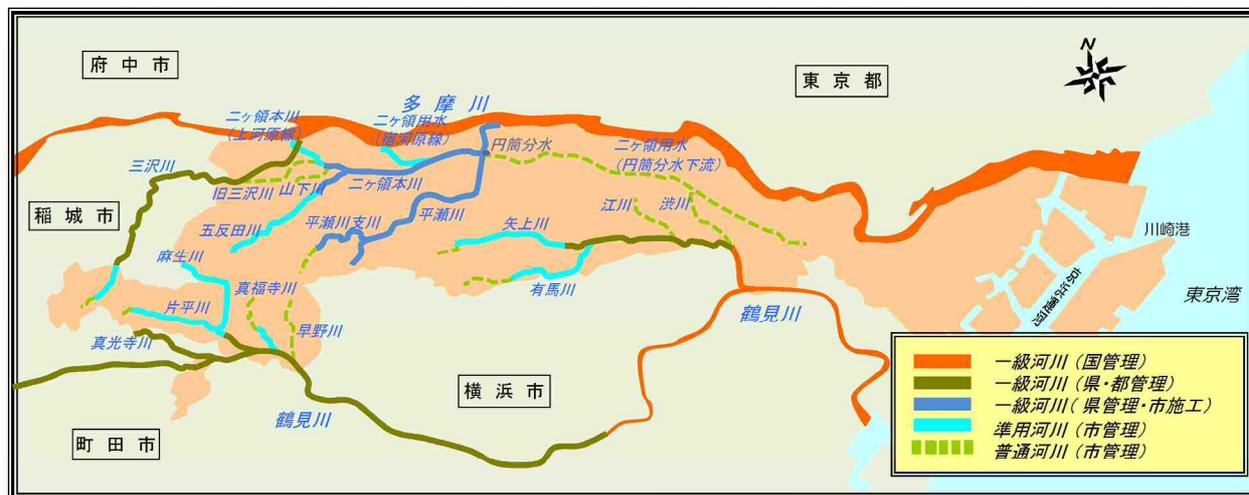
### ■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約60%に当たる約23kmが、改修後40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっていることから安全面と機能面での改善を図ることが喫緊の課題となっております。
- 本市では、年間約3億円程度の予算で日常の維持管理及び補修工事を行っており、老朽化した河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮しております。
- 河川の維持管理につきましては、河川維持管理計画を策定し計画的に取り組むものとしております。
- 河川管理施設の堤防、護岸等については平成25年6月の河川法の一部改正により維持・修繕に係る内容が規定されましたが、現行の交付金制度には、中小河川の堤防や護岸等を維持・修繕するための要件はなく、適切な維持管理・更新を実施していくため、新たな交付金制度の創設が必要です。

### ■ 効果等

- 本市における河川の護岸等管理施設は改修後40年以上経過したものが多く、計画的に維持補修・更新することで機能を回復させる等、施設の延命化・トータルコストの縮減を図り河川の安全性を確保します。

# 川崎の河川



## 河川整備状況一覧

	河川名	総延長	1960年代 (S35)	1970年代 (S45)	1980年代 (S55)	1990年代 (H2)	2000年代~ (H12)	経過
一級	平瀬川	7,560 m		4,072 m	2,440 m	1,048 m		概ね40年以上
一級	二ヶ領本川	6,060 m		3,391 m	1,485 m	1,174 m	10 m	概ね40年以上
一級	五反田川	1,480 m		100 m	582 m	798 m		概ね40年以上
一級	平瀬川支川	2,330 m		1,071 m	648 m	66 m	535 m	概ね40年以上
準用	五反田川	3,275 m	1,934 m	109 m	1,139 m	93 m		概ね40年以上
準用	三沢川	1,380 m	210 m	0 m	1,020 m	120 m	30 m	概ね40年以上
準用	二ヶ領用水 (宿河原線)	2,200 m			1,780 m	420 m		概ね30年以上
準用	二ヶ領本川 (上河原線)	1,200 m			1,200 m			概ね30年以上
準用	矢上川	2,480 m	1,625 m	855 m				概ね40年以上
準用	有馬川	3,635 m	655 m	2,930 m				概ね40年以上
準用	真福寺川	1,045 m		366 m	679 m			概ね30年以上
準用	麻生川	2,905 m	1,670 m	1,235 m				概ね40年以上
準用	片平川	2,355 m	1,053 m	1,260 m		42 m		概ね40年以上
小計		37,905 m		22,536 m			15,308 m	
補修対象年度割合				59.5 %			40.4 %	

・本市の管理する一級河川及び準用河川において約60%が改修後40年以上を経過している。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

# 高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区全域における計画的な整備の推進

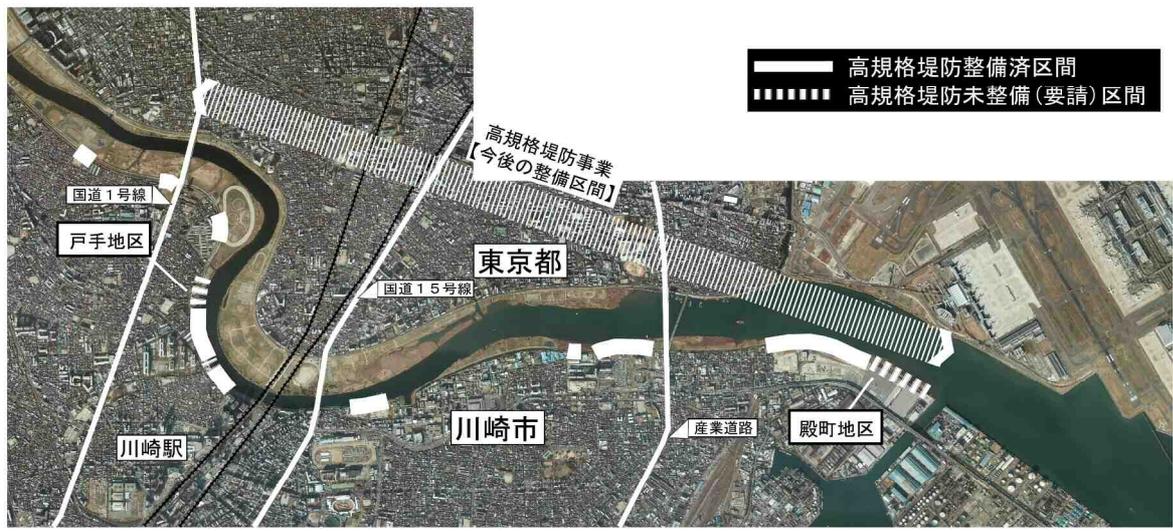
## ■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、羽田空港との近接性等を活かした「国際戦略総合特区」並びに「国家戦略特区」の指定を受け、ライフサイエンス・環境分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積した研究開発拠点の形成を目指しており、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、運河までの全域において計画的な整備を推進する必要があります。

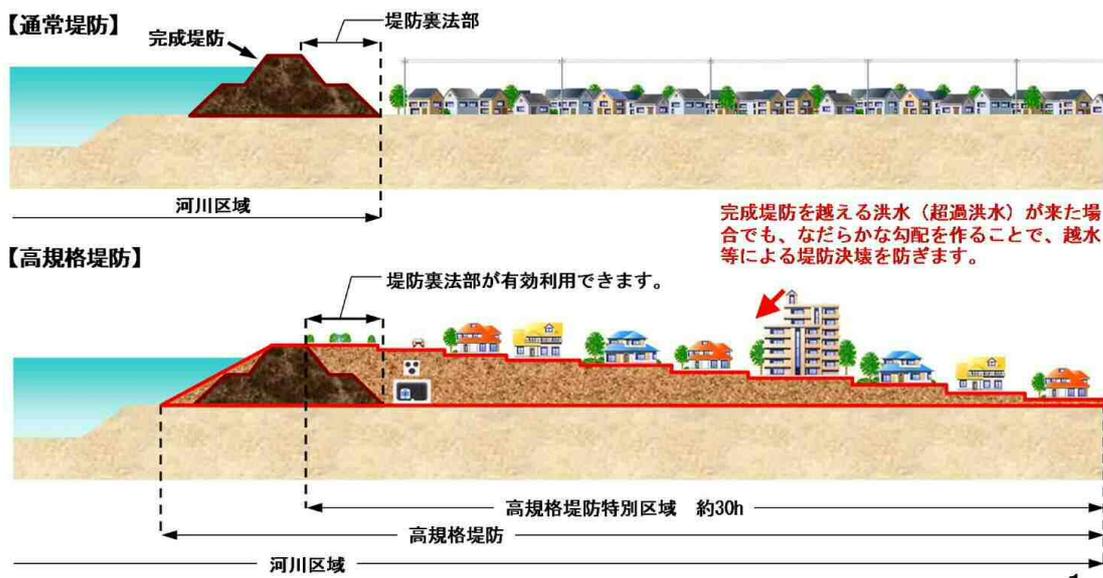
## ■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3011

# 創エネ・省エネ・蓄エネの取組推進について

【経済産業省・環境省】

## ■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現及び自立分散型エネルギーシステムの構築に向けて、最先端の技術を取り入れた創エネ、省エネ、蓄エネの総合的な取組がさらに推進されるように、機器の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 2 電力需要などエネルギーに関するデータは、エネルギーの取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、一元に管理され、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

## ■ 要請の背景

- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、平成 27 年 5 月に「川崎市エネルギー取組方針」を策定し、めざす姿として、「最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市」、「多様な主体が、エネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」を掲げ、多様な主体によるエネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組などを推進していきます。
- 最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。
- 創エネ・省エネ・蓄エネの取組を総合的に推進することにより、低炭素社会の実現に寄与するとともに、エネルギーを効率的に利用し、非常時においてもエネルギー源の確保が可能な自立分散型エネルギーシステムの構築に貢献します。

## 川崎市エネルギー取組方針の概要

エネルギー等に関する本市の特徴や強みを活かしながら、これまで推進してきたエネルギーの取組や、東日本大震災後の状況変化、さらに国内外のエネルギーに関する動向等を踏まえた上で、「川崎らしい」エネルギーの取組」を推進することとし、2つのエネルギーに関する都市像をめざしていく。

### 本市の特徴・強み

- ◆ 優れた環境技術・環境産業の集積
- ◆ 環境意識の高い市民等との協働の取組
- ◆ 多種多様なエネルギー供給施設の立地
- ◆ 見学・学習可能な環境・エネルギー関連施設の集積

### “川崎らしい”エネルギーの取組

“川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」

◆最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市

◆多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市

### 取組の方向性

①エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

②エネルギーを「よりクリーンな方向」へ

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

③エネルギーの取組を国内外へ発信

“川崎らしい”エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

# 微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について

【環境省・経済産業省・国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）の挙動やVOC由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を推進すること。
- 4 PM2.5の主要な原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた推進策を講ずること。

## ■ 要請の背景

- PM2.5の効果的な対策を検討するためには、PM2.5の様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、大気中の複雑な化学反応で生成される二次生成粒子の影響が大きいことから、この生成機構等を早急に解明する必要があります。また、平成27年3月にまとめられた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて対策を推進する必要があります。
- PM2.5の高濃度に至る発生原因は、国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられます。このため、効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行うとともに、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、現在、国が進めている二国間連携などの取組をより一層推進する必要があります。
- PM2.5の主要な原因物質の一つとなっているVOC対策として、既に欧米において、燃料供給施設側や自動車構造側での燃料蒸発ガス対策が実施されており、また、国内で生産される米国向け輸出車には燃料蒸発ガスの大型回収装置が装着されていることから、我が国においても給油時等における対策を行う必要があります。

## PM2.5の対策に関する問題点及び課題

### 対策に関する現状の問題点等

- 発生源及び広域影響等の解明が未だ十分ではなく、総合的かつ広域的な対策が打ち出されていないが、早急に環境改善に資する取組が求められている。
- ⇒ PM2.5に関する知見を集積し、広域影響や二次生成機構等を解明すること。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制対策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて対策を推進すること。

### 越境汚染に関する問題点等

- 大陸からの越境汚染については、実態の解明が不十分であるが、国内への影響が一定程度あると考えられている。また、越境汚染への社会的関心が高まるとともに、健康への影響も懸念されている。
- ⇒ 大陸からの越境汚染の影響を調査するとともに、現在、国内の先進的な環境技術協力を用いた国際的な取組により、越境汚染の改善を図ること。

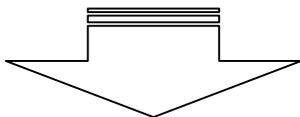
## PM2.5対策の取組の現状と国への要望

### 自治体による取組

- PM2.5の常時監視
- PM2.5の成分分析
- 上記の測定体制の整備
- PM2.5削減対策の検討

### 広域連携による取組

- 国立環境研究所、地方環境研究所などと連携した広域調査による実態調査
- 発生源解析、高濃度解析等による実態把握
- 対策につながる基礎的資料の蓄積
- 二国間連携による国際的な取組



### PM2.5の削減対策に必要な国の対応

- 1 PM2.5の挙動や二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進する。
- 2 自治体と連携してPM2.5の発生源調査を実施し、必要な財政支援を行う。
- 3 越境汚染対策については、国際的な取組をより一層推進する。
- 4 VOCの排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた対策を推進する。

この要請文の担当課／環境局環境対策部環境対策課 TEL 044-200-2515  
／環境局環境対策部交通環境対策課 TEL 044-200-2529

# 自動車環境対策の推進について

【環境省・国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 川崎市内、特に臨海部における大気環境改善を図るため、車両代替による低公害・低燃費車の普及促進に向けた財政的支援について、内容を拡充して実施すること。
- 2 環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、更なる誘導策について検討し、一層の交通量・交通流対策を推進すること。

## ■ 要請の背景

- 川崎市では、昭和 49 年度から二酸化窒素（以下、NO<sub>2</sub>）濃度の常時監視を開始し、現在 18 測定局で測定を行っております。平成 25 年度に池上自動車排出ガス測定局（臨海部の産業道路沿道に設置）で環境基準が達成し、初めて全ての市内全測定局で環境基準を達成しましたが、平成 26 年度は、再び池上測定局で環境基準が非達成となったため、2 年連続での達成とはなりませんでした。

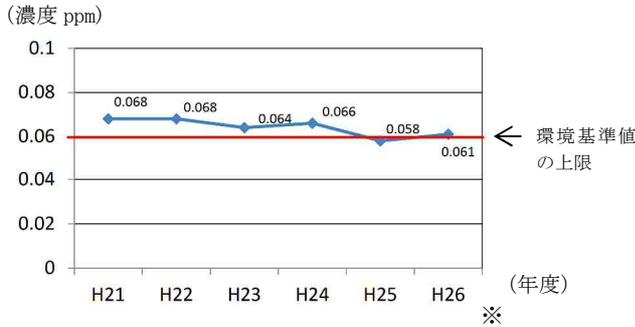
NO<sub>2</sub>環境基準を継続的に達成するため、引き続き臨海部の道路沿道における NO<sub>2</sub>削減に向けた取組が必要です。さらに、羽田空港の機能強化や川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業などにより、臨海部において交通量の増加が見込まれることから、対策を強化する必要があります。
- 大気環境改善を図るためには、低公害・低燃費車の普及促進が効果的であり、長期規制以前の車両が最新の規制に適合する車両へ代替されることで、窒素酸化物の排出量が約 1 / 7 以下に低減されます。国が平成 26 年度から実施している代替助成においては、当該年度内の見直しにより、事業者あたりの助成台数の制限が撤廃されましたが、一層の車両代替を促進させるため、助成額・中小事業者以外も対象とするなど、内容を拡充して支援することが必要です。
- NO<sub>2</sub>環境基準を継続的に達成するため、引き続き産業道路及び周辺道路を走行する車両を他の道路へ誘導することが必要です。そのため、環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、割引額や対象車種の拡大など更なる誘導策を検討し、一層の交通量・交通流対策を推進することが必要です。

# NO<sub>2</sub> 環境基準達成・維持継続に向けた現状と課題

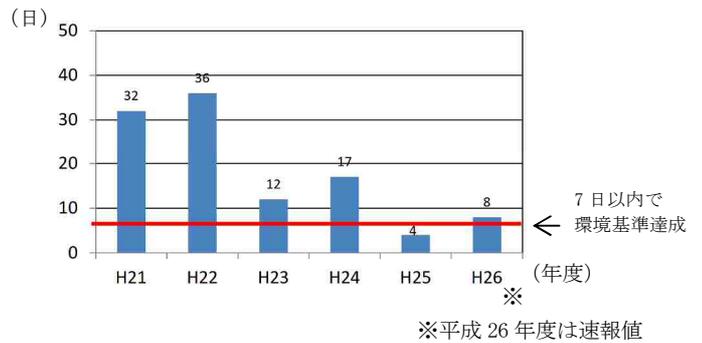
## 【現状と課題】

- 平成 24 年度：池上測定局のみ非達成。（県内 92 測定局で唯一非達成。）
- 平成 25 年度：池上測定局で初めて環境基準を達成した結果、全測定局で環境基準を達成。
- 平成 26 年度：池上測定局のみ非達成となり、2 年連続で全測定局の環境基準の達成とならなかった。

NO<sub>2</sub> の 1 日平均値の 98% 値の経年推移



NO<sub>2</sub> の環境基準濃度超過日数の推移



### NO<sub>2</sub> 環境基準

「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」

### 環境基準達成の評価

「年間の 1 日平均値の 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」  
 (NO<sub>2</sub> の濃度の 0.06ppm 超過日数が 7 日以内であれば環境基準達成と評価される。)

**池上測定局における NO<sub>2</sub> 環境基準を継続的に達成するため  
引き続き産業道路を走行する車両からの排出ガス削減に向けた取組が必要である。**

## 【大気環境改善に向けた本市の取組】

### ○エコ運搬制度

大気環境の改善及び地球温暖化防止のため、市条例により市内荷主が、運送事業者に対して、エコドライブや低公害・低燃費車の積極的使用など環境に配慮した運搬（エコ運搬）を要請することを義務付けています。



### ○産業道路クリーンライン化

産業道路の大気環境改善のため、低公害・低燃費車の優先使用、産業道路から湾岸線等への迂回など市が設定した取組メニューについて、事業者が可能な取組を選択実施することにより、自主的な取組を促進しています。

### ○交通量・交通流対策の推進

交通環境配慮行動メニューやイベントによる普及啓発など、産業道路を走行する大型車について、湾岸線等の他の道路への転換・誘導を促すための取組を推進しています。



**<環境ロードプライシング>**  
 横羽線(●●●●)を走行している車両を湾岸線(——)に転換させる。  
**<産業道路迂回>**  
 臨海部を出入りする市内事業者に対して、産業道路(——)から殿町夜光線や湾岸線など他道路(——▶)への迂回を促す。

# 廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

## ■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橘処理センターごみ焼却処理施設及び資源化処理施設の建設に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理体制へ平成27年度に移行しました。
- 現在は、休止中の橘処理センターの建替に向け各種手続等を実施しており、計画どおりに建替を推進することが必要です。

## ■ 費用

- 平成28年事業費

### 橘処理センター整備事業

- ・ 建設工事発注仕様書作成業務委託（2年契約2年次目）  
予定額24,000千円（全額対象事業）  
（国費 約 8,000千円）
- ・ 橘処理センター解体撤去工事（3年契約1年次目）  
予定額120,000千円（全額対象事業）  
（国費 約40,000千円）

## 橘処理センター整備事業

### 施設・処理能力

- |   |          |                             |
|---|----------|-----------------------------|
| 1 | ごみ焼却処理施設 | 600 t / 日 (200 t / 日 × 3 炉) |
| 2 | 資源化処理施設  | ミックスペーパー 45 t / 5 時間        |

### 事業年度

- ・平成24年度～平成27年度 環境影響評価手続
- ・平成27年度～平成28年度 建設工事発注仕様書作成
- ・平成28年度～平成30年度 橘処理センター解体撤去工事
- ・平成30年度～平成34年度 ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



橘処理センター完成イメージ図

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

# 放射線安全対策の推進について

【内閣府・厚生労働省・環境省】

## ■ 要請事項

- 1 市民の安全・安心を図るため、放射線安全対策を推進するとともに、マスメディア等を利用して市民（消費者）に対して放射線に関し、効果的、効率的な広報を実施すること。
- 2 流通食品及び農畜産物の検査に要する費用については、国の全額負担を含め、万全の補償がなされる制度を国において構築すること。

## ■ 要請の背景

- 本市では、福島第一原発事故由来の放射性物質による環境への影響に対する市民の安全・安心を図るため、大気、水道水や農産物等の検査を継続して実施していますが、国においては、市民の放射線に関する理解を一層深めるため、検査結果の公表に加え、安全・安心を図るための効果的な広報の実施が望まれます。
- 流通食品及び農畜産物の検査に際しては、本市では検査機器を導入して継続的に検査を実施していますが、検査機器の維持管理に要する費用が発生していることから、東京電力による補償の対象とならない検査機器の維持管理等に要する財政措置を含めた国による制度の構築が必要です。

## 放射線の測定等に関する現状の問題点及び課題

### 監視体制の継続及び効果的な広報の実施

- 原子力発電所等の事故による放射性物質の漏洩は、広域的に影響を及ぼすおそれがあることから、国において監視体制の継続を図ることや、放射線に関する一層の理解を得ることが重要。
- ⇒ 市民の安全・安心を図るため、放射線安全対策を推進するとともに、効果的な広報を実施すること。

## 食品中の放射性物質の継続的な検査

### 国

- 検査対象品目毎の検査計画の策定
- 放射性物質に関する情報をわかりやすく消費者に発信（「なぜ安心か」等）
- 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの実施

### 自治体（生産地・消費地）

- 生産地の出荷時検査と消費地での流通時検査を実施
- 基準値を超える食品について自治体間の連絡により回収等の措置を実施

### 地方衛生研究所

- ゲルマニウム半導体検出器など測定機器等検査機器の整備
- 校正用線源の更新等、機器の維持管理

### 消費者など

- 放射性物質に関する知識の向上  
放射性物質の健康影響に関する理解を進めることで、漠然とした不安の解消につながる事が期待できる。
- 食の安心の確保  
生産地と消費地の双方による検査を継続することにより、情報の信頼性が高まり、風評被害の防止と食の安心につながる。

### 消費者の安心につながる検査の継続に必要な支援

- 1 検査機器の維持管理費等の費用の補償
- 2 消費者などに対するマスメディアを活用した広報の充実

この要請文の担当課／環境局環境対策部企画指導課放射線安全推進担当 TEL 044-200-3436

# 緑地保全事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

## ■ 要請の背景

- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向け、緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げ取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっております。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっております。
- 本市は首都圏の中心部に位置しており、市域の約88%が市街化区域となっております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっております。

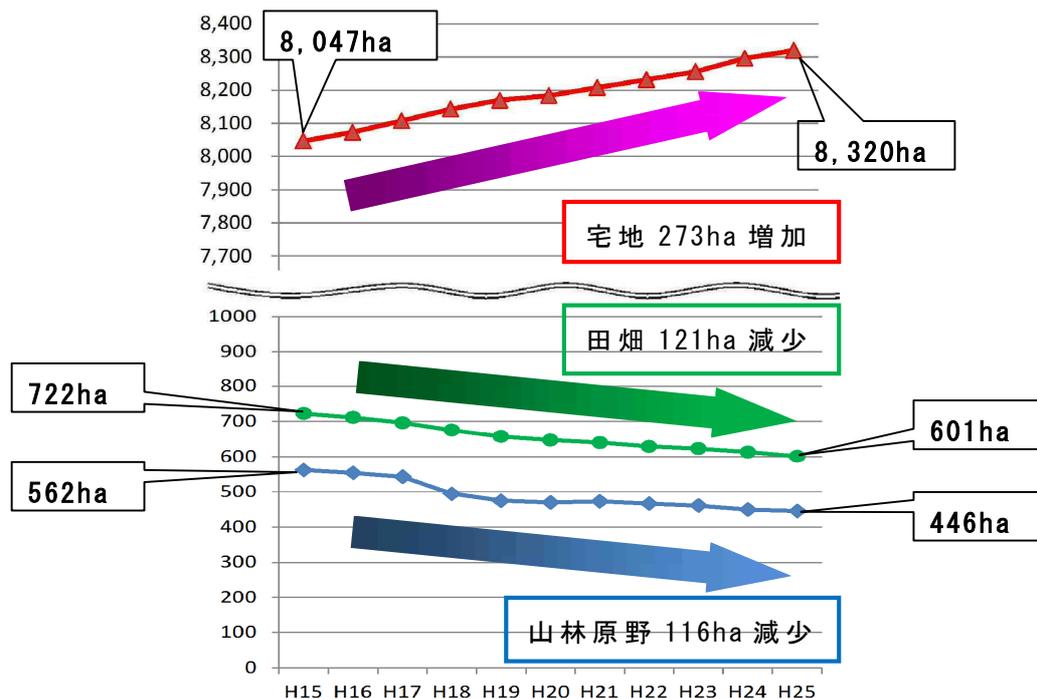
## ■ 費用

- 平成28年度事業費 約10億円（国費 約3.7億円）
  - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
  - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

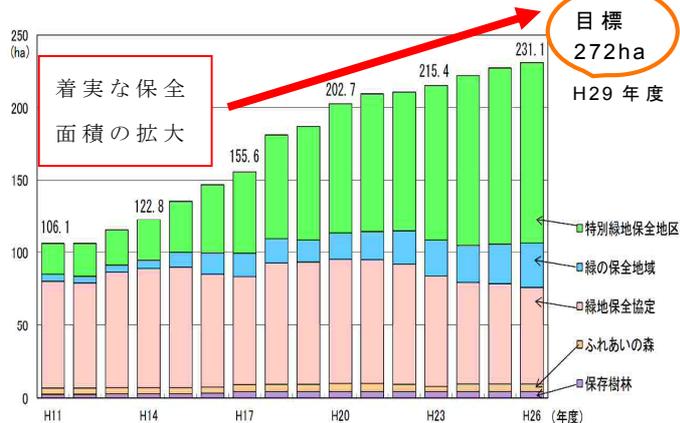
## ■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

## 川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



市民協働による保全管理活動



里山の風景(岡上丸山特別緑地保全地区)



緑地保全と斜面安定の両立(ノンフレーム工法)

この要請文の担当課 / 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

# 公園等整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

## ■ 費用

- 平成28年度公園緑地整備事業費 約8.7億円（国費約3.5億円）
  - ・用地取得費 約5.0億円（国費約1.7億円）
  - ・整備費 約3.7億円（国費約1.8億円）

## ■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上



生田緑地初山地区

公園のバリアフリー化



公園における防災機能の向上

図 川崎市事業位置図

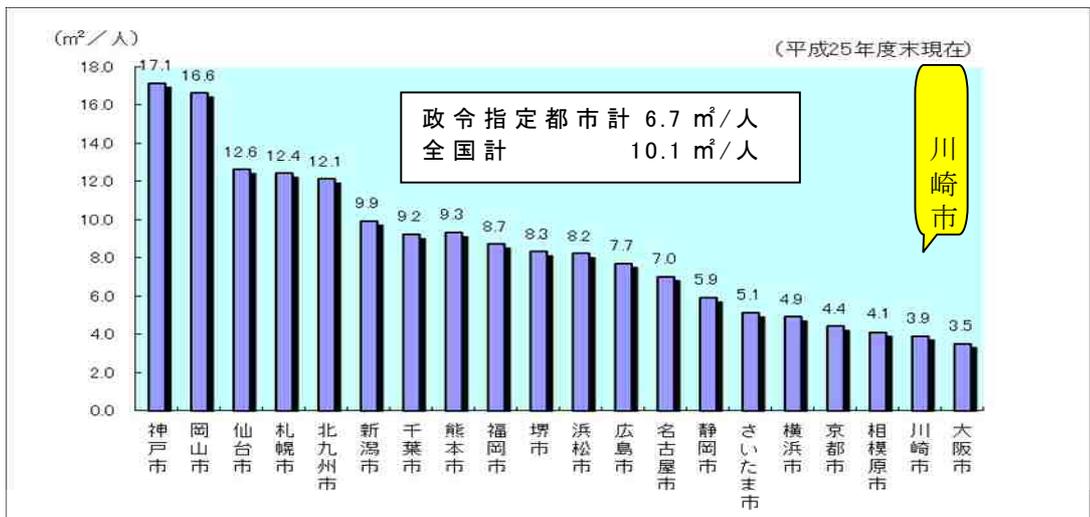


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

# 等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 本市の広域拠点として位置づけられている小杉駅周辺地区に隣接しており、JR横須賀線武蔵小杉駅の開業や大規模な都市型住宅の供給による人口の増加など、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中で等々力緑地は、平成27年度に陸上競技場の第1期整備（メインスタンド）が完了し、引き続き広域拠点としての玄関口にふさわしい都市景観の形成など、魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、災害時の消防の活動拠点となる硬式野球場を平成28年度から整備するため、事業費の増大が見込まれており、国の財政支援の拡大が必要不可欠となっています。

## ■ 費用

- 平成28年度計画事業費 約31.9億円（国費 約12.6億円）

## ■ 効果等

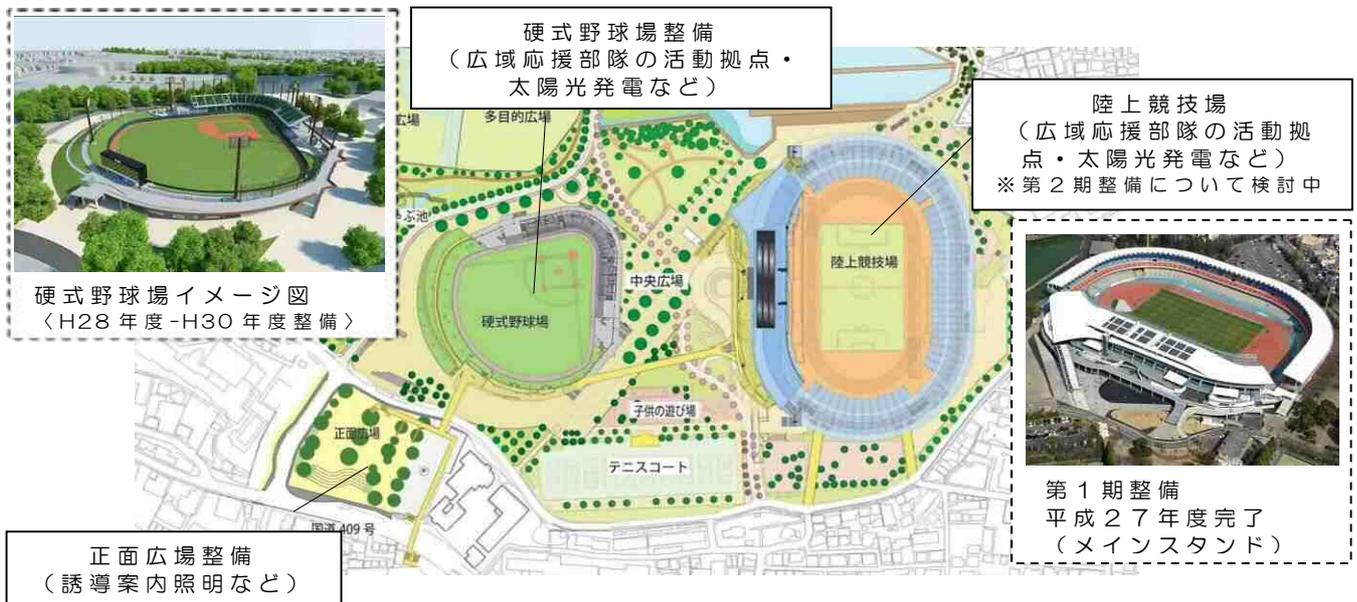
- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 利用者の利便性の向上と周辺まちづくりと連携した地域の賑わいの創出



## 都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場、正面広場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。

### <等々力緑地における防災に関する取組み>



## 今後の費用の見込み

(単位：億円)

事業名称		H27 予算	H28 計画	H29 計画	H30 計画
陸上競技場 第1期整備	事業費	約 1.8	0	0	0
	うち国費	約 0.8	0	0	0
硬式野球場 整備	事業費	約 5.3	約 28.5	約 32.0	約 6.9
	うち国費	約 1.5	約 11.6	約 16.0	約 3.0
正面広場等 整備	事業費	約 2.3	約 3.4	0	約 7.0
	うち国費	約 0.8	約 1.0	0	約 3.5
合 計	事業費	約 9.4	約 31.9	約 32.0	約 13.9
	うち国費	約 3.1	約 12.6	約 16.0	約 6.5

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

# 水道施設耐震化の推進について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 災害発生時に被害を受けやすい老朽管路の更新を加速し、耐震化を促進させることについて、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

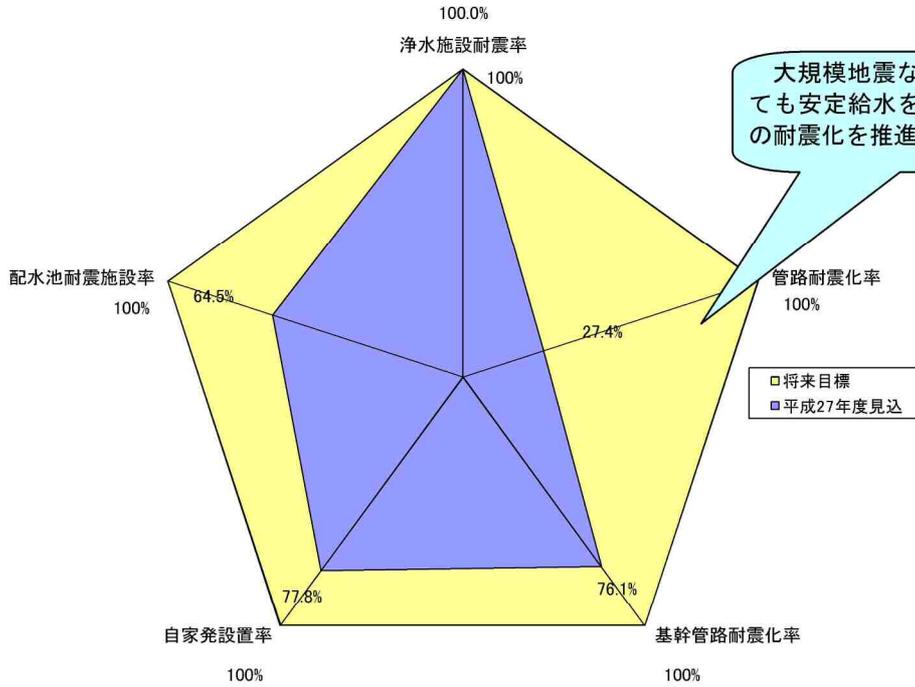
## ■ 要請の背景

- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造された配水池などの基幹施設は、老朽化が進行し、耐震性が課題となっており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持し、耐震化を推進することが必要です。
- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続させるため、老朽管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、所要の財政措置等が必要です。

## ■ 費用

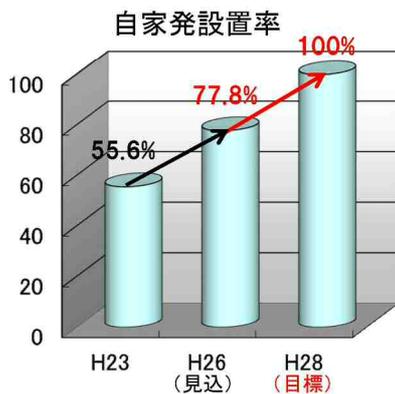
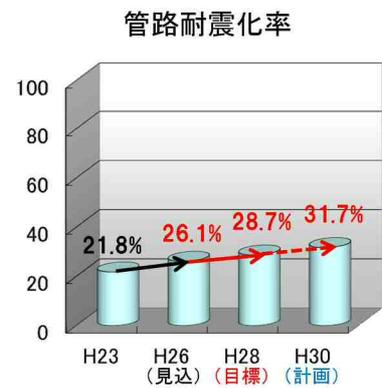
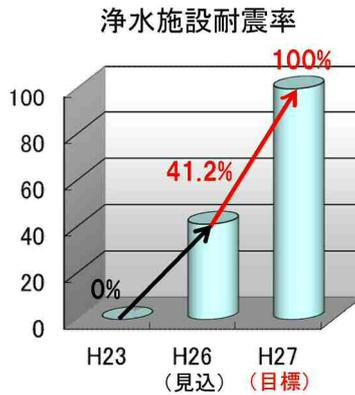
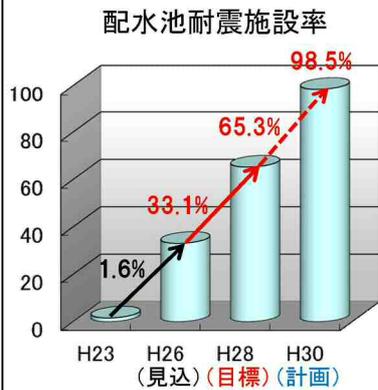
- 平成28年度計画事業費 約55億円（国費 約1.4億円）

## 川崎市水道事業の計画と現状



大規模地震などの災害時においても安定給水を確保するため管路の耐震化を推進する必要がある。

## 川崎市水道事業の現状と中期計画目標値



# 厳しい雇用情勢の下における就労自立支援について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 正規雇用や長期的な雇用につながる新たな交付金制度を創設し、所要額を確保すること。また、実施主体が利用しやすいスキームとし、事業実施に向けた準備期間が確保できるようにすること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的にニート等の若者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化し、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置すること。

## ■ 要請の背景

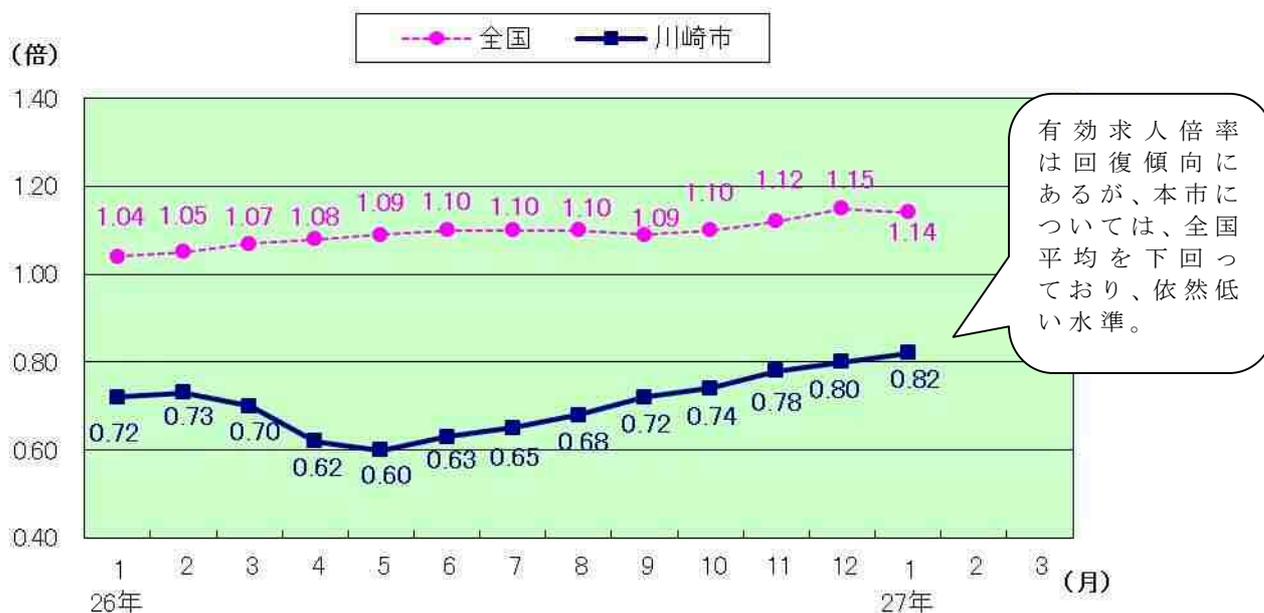
- 雇用情勢については、持ち直しの動きが見られるものの、本市においては、有効求人倍率が全国の値を大きく下回るなど、依然として厳しい状況が続いております。
- 緊急雇用創出事業については、平成26年度に原則として終了となりましたが、若者の未就職者や非正規雇用、雇用のミスマッチなどの課題に対応するために、地域の実情に即した柔軟な運用が可能であり、年度当初から事業を開始できる準備期間を十分確保できる雇用創出事業が必要となっています。
- 若年無業者数が全国で79万人と推計されるなど深刻な状況にあり、個々に対応した継続的な支援が必要ですが、地域若者サポートステーションの運営において、国からの委託が単年度であり、安定的かつ発展的な運営体制の構築は困難な状況となっています。
- 「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、若者を社会とつなげる方策として極めて重要であり、全国的な課題に対応し成果を上げるため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

## ■ 効果等

- 安定した就労や社会保障制度などのセーフティネットによって自立した者がその支え手となることで、持続可能な相互扶助社会を安定的に構築することができます。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、若年者層が安定的に就労し、自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

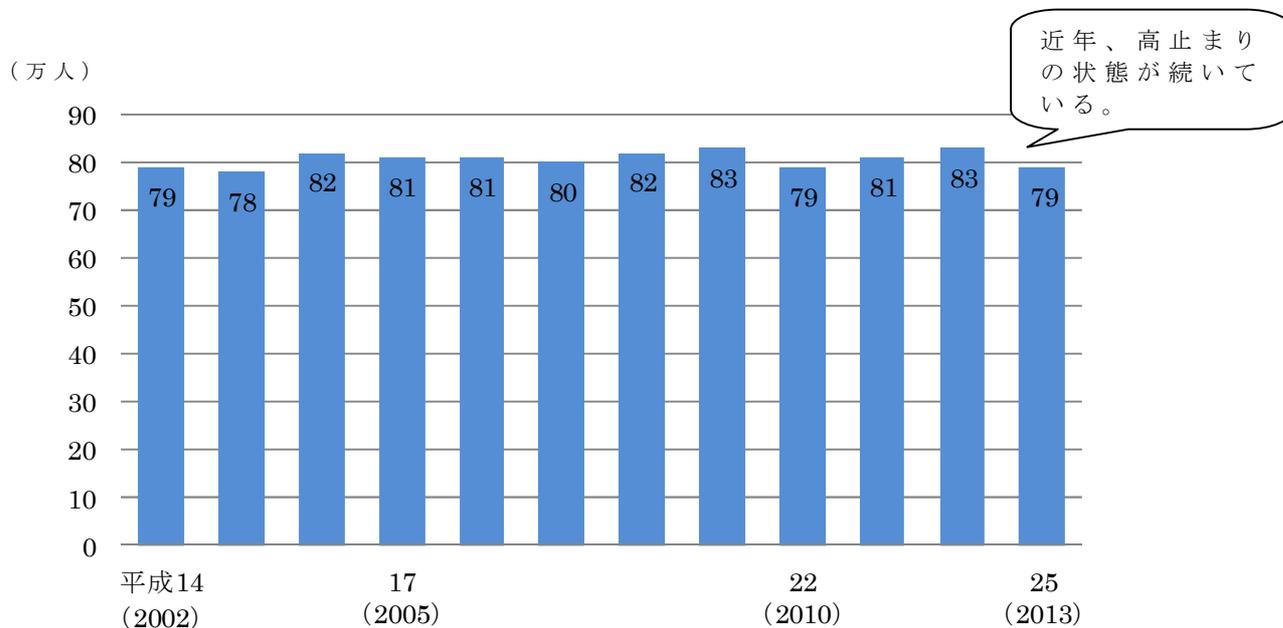
## 1 有効求人倍率（全国・川崎市）

全国及び川崎市の月別推移(平成26年1月～平成27年1月)



※ 川崎市のデータには、横浜市鶴見区を含む。

## 2 若年無業者数の推移（全国）



(出典) 総務省「労働力調査」

※1 このグラフの数値は、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

※2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276